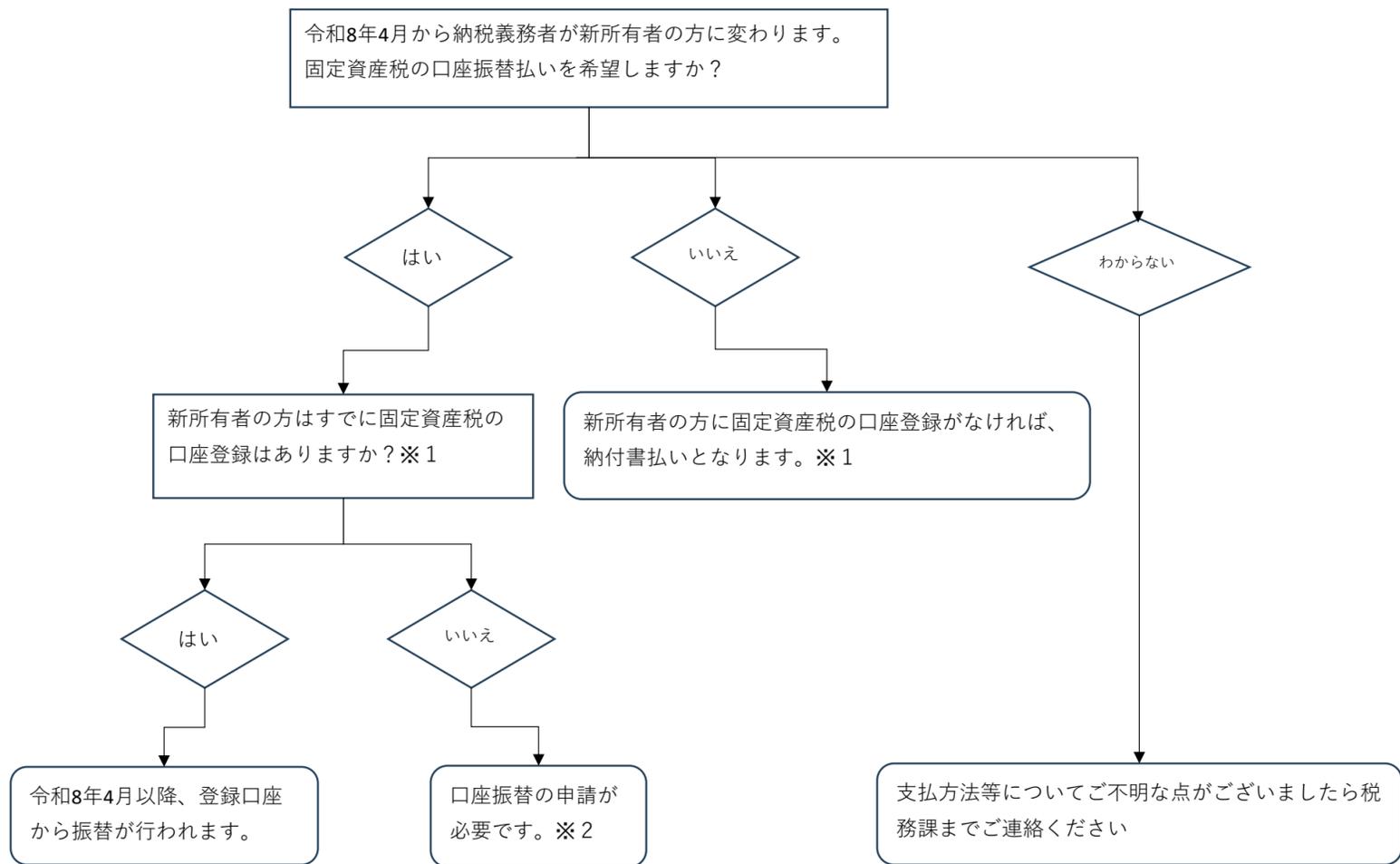


令和7年中に固定資産の所有者を変更（登記簿の所有者を変更）し、新所有者となった方は以下をご確認ください。



※1 「新所有者の方以外の方（例：亡くなったお父様）の固定資産税を新所有者の方の口座から引き落としていた」のみの場合は、「口座登録がある」に該当しません。  
新所有者の方が所有者（納税義務者）となっている固定資産税の口座登録があるか否かの確認です。

※2 書面の他、インターネットでの申請も可能です。ご不明な点がございましたら税務課までご連絡ください。